

令和5年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和5年8月29日		
2	招 集 日	令和5年9月5日		
3	提出議案件数	16件		
		予 算 2件		
		条 例 3件		
		その他 11件		
4	議案等件名			
	議案第81号	令和5年度西条市一般会計補正予算（第5回） について	別 冊	
	議案第82号	令和5年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第1回）について		
	議案第83号	令和4年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について		
	議案第84号	令和4年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて		
	議案第85号	令和4年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて		
	議案第86号	令和4年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について		
	議案第87号	工事請負契約の締結について		1
	議案第88号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について . .		2
	議案第89号	西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する 条例について		3
	議案第90号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて	4	
	報告第15号	令和4年度西条市公共下水道事業会計継続費精 算報告書について	6	
	報告第16号	令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	7	
	報告第17号	令和4年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	8	
	報告第18号	令和4年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	9	
	報告第19号	令和4年度西条市公営企業における資金不足比		

	率の報告について	1 0
報告第 2 0 号	市道飯岡 4 号線の道路の段差による物損事故に 伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分 について	1 1

議案第 87 号 工事請負契約の締結について

(衛生施設課)

1 提出の理由

西衛施工第 2 号西条市やすらぎ苑改修事業の内火葬炉設備等工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西衛施工第 2 号

(2) 工事名

西条市やすらぎ苑改修事業の内 火葬炉設備等工事

(3) 契約金額

312,400,000 円

(4) 契約の相手方

富山県富山市奥田新町 12 番 3 号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹

議案第 88 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

(市民課)

1 提出の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の一部が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

従来からの個人番号カードによるものに加えて、電子証明書が搭載された移動端末設備を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにする。

3 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 89 号 西条市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例に
ついて

(都市計画管理課)

1 提出の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の規定について、整備する。

3 施行期日

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第90号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 対象火気設備等のうち、蓄電池設備について、規制の対象外となるものを、容量が4,800アンペアアワー・セル未満のものから、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものに改めるとともに、位置、構造及び管理に関する基準についての規定の整備を行う。
- (2) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 経過措置

ア 条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の西条市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（ウに掲げるものを除く。）（以下このアにおいて「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

イ 条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（ウに掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

ウ 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、条例の施行の際現に設置されているもの及び条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同

条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

報告第15号 令和4年度西条市公共下水道事業会計継続費精算報告
書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和4年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 精算額

10億610万円

報告第16号 令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

(財政課)

1 提出の理由

令和4年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「－(傍線)」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	7.1	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	51.4	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における資金不足比率	港湾上屋事業特別会計	公営企業における資金不足は無し
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第17号 令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における資金不足比率	水道事業会計	公営企業における資金不足は無し

報告第18号 令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における資金不足比率	病院事業会計	公営企業における資金不足は無し

報告第19号 令和4年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

(下水道業務課)

1 提出の理由

令和4年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における資金不足は無し

報告第20号 市道飯岡4号線の道路の段差による物損事故に伴う和解
及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

1 提出の理由

市道飯岡4号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金23,760円

(2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。